

令和3年度 給付奨学生募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部（以下「当会」という。）では、勉学意欲がありながら、学費の支払が特に困難と認められる茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校（後期課程）に在学する者を対象として、給付奨学生を次のとおり募集します。

〔1〕 募集概要

- 1 募集対象 茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校（後期課程）に在学する者
- 2 募集締切 令和3年6月28日（月）必着
※ 生徒（申請者）が学校へ提出する期限は、各学校が定めていますのでご留意ください。
- 3 採用人数 180名
- 4 申請資格 次の（1）～（3）までのすべてに該当する者であること
 - （1）対象者
茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校の後期課程に在学する者で、経済的理由により学費の支払が特に困難と認められる者
 - （2）家計基準
次のアからウまでのいずれかに該当すること
 - ア 生活保護法による保護を受けている。
 - イ 世帯の構成員が、地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされ、又は同法第323条第1項の規定により市町村民税を減免されている。
 - ウ 世帯の全収入額が収入基準額を下回っている。（〔3〕家計基準について 4～6頁参照）
 - （3）学校長の推薦
勉学意欲があり、高等学校又は中等教育学校を卒業できる見込みがあると学校長が認める者（高等学校等給付奨学生推薦書〈給奨学様式4〉の提出が可能な者）
※ 中途退学者の申し出により、給付奨学金を返還していただく事例がありましたので、応募される際には慎重にご推薦ください。
 - （4）他の奨学金との併給
可能です。
- 5 給付金額 10万円（原則として返還なし）

6 申請手続

(1) 給付奨学生志望者は、給付奨学生申請書（給奨学様式1）に必要事項を記入・押印のうえ、必要関係書類等を添付して在学している学校長宛にご提出ください。

(2) 各学校は、「4 申請資格」を満たす者をご推薦ください。

※ 各学校は、高等学校等給付奨学生推薦書（給奨学様式4）を作成し、必要書類の添付を確認するとともに、記入事項、押印〔生徒・親権者（父母兄弟又はこれに代わる者）〕の有無を確かめてからご提出ください。

(3) 各学校は、提出期限内に当会へ書類をご送付ください。

送付先
公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 1F
電話  0800-800-0244 FAX  0800-800-3144

※ 提出された書類は、返却しません。（当会で責任を持って処分します。）

7 提出書類

(1) 給付奨学生申請書（給奨学様式1）・・・生徒（申請者）欄は生徒が自筆

(2) 高等学校等給付奨学生推薦書（給奨学様式4）・・・学校関係者が作成

(3) 添付書類・・・親権者が添付（3頁参照）

8 奨学生の採用決定

「給付奨学生選考委員会」及び「教育振興事業選考委員会」の選考後、茨城支部幹事会の議を経て採否を決定し、令和3年7月下旬に、在学している学校を通して本人に通知します。

※ 選考結果に対するお問い合わせには、一切お答えできません。

9 給付方法

(1) 決定者には、給付日を文書にて学校に連絡し、当会担当者が各校を訪問して、給付します。

(2) 学校長又は教頭及び担任、保護者立会いのもと決定者に給付します。

(3) 給付を辞退する場合は、辞退届を学校長名で作成のうえ、ご提出ください。

10 成果報告書の提出

(1) 給付奨学金を受けた者は、「給付奨学生成果報告書」を学校長へ提出ください。

(2) 学校長は令和4年1月31日（月）までに当会へご提出ください。

11 給付奨学金の返還

奨学生は次の事項のいずれかに該当した時は、給付奨学金の全額を当年度内に返還していただきます。

(1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき

(2) いつわりの申請その他の不正な手段によって給付を受けたとき

(3) 休学、転学、留年が適当でないとき

(4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき

(5) その他、奨学生として適当でないとき

公益財団法人茨城県信育英会

令和3年度 高等学校奨学生募集要項

公益財団法人茨城県信育英会では、将来、社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的として、茨城県内に居住する学生生徒のうち、心身健全、学力優秀な学生生徒で経済的な理由により修学困難な者に対し、教育資金の援助を行っております。

つきましては、下記要項及び別紙奨学生推薦基準により、令和3年度高等学校奨学生を募集致します。

記

1. 出願資格

- ① 茨城県内に居住する者の子弟で、茨城県内の高等学校在学者。
- ② 健康診断により修学に十分耐え得ると認められること。
- ③ 人物・学業とも優良であること（成績基準有）。
- ④ 経済的理由により、学資の支弁が困難であること（収入基準有）。
- ⑤ 他奨学団体との併願可。

2. 募集人員・給付月額・給付期間

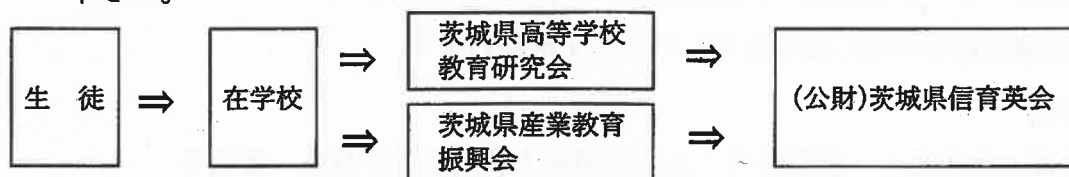
区分	募集人員	給付月額	給付期間
高校生	30名	10,000円	単年度（1年間）

※ 単年度（1年間）の給付となりますので、次年度に同一生徒の出願も認めます。

※ 募集人員については茨城県高等学校教育研究会からの推薦者15名、茨城県産業教育振興会からの推薦者15名の合計30名です。

3. 出願手続

- ① 出願希望者は、在学している学校から必要書類等の交付を受け、必要事項記入の上、関係書類等を添付して、在学している学校に提出して下さい。
- ② 学校では、出願者の人物・健康・学力・家計状況等を調査、検討の上、本会奨学生推薦基準に合致していることを確認し、出願書類をとりまとめ、学校が所属している茨城県高等学校教育研究会、もしくは茨城県産業教育振興会の事務局あて提出して下さい。



4. 出願書類

- (1) 奨学生願書（出願希望者記入）
- (2) 奨学生推薦調書（在学学校記入）
- (3) 必要添付書類……収入を証明するもの

同居している家族のうち収入がある者は、全員願書に記入の上、下記の書類を添付して下さい。尚、1人で2つ以上の収入がある場合は、各々の収入を証明する書類を添付して下さい。

- ① 給与所得者……前年分（令和元年分）の源泉徴収票（コピー可）。
- ② 事業所得者、農業所得者等……前年分（令和元年分）の確定申告書の写し。
- ③ 各種年金受給者……受給金額（年額）が確認できる証明書もしくは書類の写し。
- ④ 令和2年の中途又は、令和3年新たに就職、転職（開業・転業・勤務先変更等も含む）等により収入源に変動があった者については、次による。

ア) 給与所得者 …………… 勤務先の年収見込証明書・月収証明書・直近の給与支払証明書等のいずれか。

イ) 給与所得者以外の者 … 願書に出願時の家庭事情、家計の状況、年収見込等を記入し、正確な出願の年（令和2年1月～令和2年12月）の年間収入額を推算する。

5. 出願期間

在学学校への提出期限は当該高校が定めておりますので注意して下さい。

6. 奨学生の採用決定

奨学生として採用になった生徒についてのみ、当育英会より在学学校長を通じて本人に通知します。（7月中旬頃通知の予定です）尚、不採用の通知は致しませんのでご了承願います。

7. 奨学金の交付

在学学校長宛に奨学生採用決定通知と一緒に「奨学金振込口座届」を同封しますので、指定された期日までに当育英会宛返送して下さい。奨学金は「奨学金振込口座届」に記載の口座（生徒本人の口座）に振り込みにより支給します。

8. 奨学資金の返還について

給付ですので、返還の必要はありません。

9. その他

- ① 在学中に、休学、停学、退学、辞退、その他奨学生として適当でないと判断される状況となった場合は、その時点から給付停止となります。
- ② 出願書類はお返し出来ませんのでご了承願います。

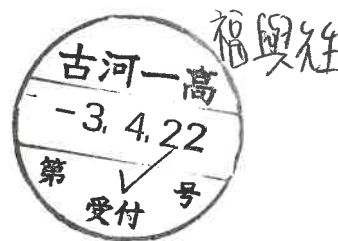
10. 問合せ先

茨城県信用組合 総務部内 公益財団法人茨城県信育英会 事務局

〒310-0062 茨城県水戸市大町 2-3-12

電話 029-231-2131(代表)

※ 出願希望者及び保護者からの問合せは、学校を通して行って下さい。



下村教育財団奨学金 2021 年度募集要項

本奨学金の趣旨

経済的事由により高等教育機関への就学が困難な者であり且つ美容業界の発展に従事したい者に奨学金を支給し、将来社会に有為な人材を育成・支援しようとするものです。

本奨学金の特色

1. この奨学金の返還義務はありません。
2. 他の奨学金制度への併願又は既に利用している方も応募いただけます。

定時コピー済

1 応募資格

以下の（１）～（４）のすべてに該当する者。

- （１）美容に関わる知識・技術取得意欲が旺盛であり、学業優秀かつ品行方正であること。
- （２）経済的な理由により美容に関わりのある高等教育機関への就学等が困難であること。
若しくは地理的な理由により一人暮らしせざるを得ないこと。
- （３）就学状況及び生活状況について適宜報告できること。
- （４）全日制高校３年生（翌年進学予定の者）

2 公募期間

2021 年 4 月 20 日（火）～同年 6 月 19 日（土）

3 支給の金額

種別	年額
第 1 種	100 万円
第 2 種	50 万円
第 3 種	30 万円
第 4 種	20 万円
第 5 種	10 万円

4 支給

年 1 回（基本的に 2 年間の支給です。）

5 応募方法

- （１） 下記 応募書類をご準備のうえホームページの応募フォームから応募申請をしてください。
申請が済みましたら応募書類一式を当財団宛に郵送してください（2021 年 6 月 19 日（土）必着）
直接の持参は受け付けておりません。

- ① 奨学生申請書
- ② 在学証明書
- ③ 成績証明書
- ④ 出席状況証明書
- ⑤ 学校長による推薦書
- ⑥ 小論文
- ⑦ 所得を証明する書類（写し）
- ⑧ 個人情報取り扱いに関する同意書
- ⑨ 申請時チェックリスト

各準備書類の詳細に関しては当財団ホームページ掲載の「応募書類の手引き」をご確認ください。
様式は当財団ホームページからダウンロードしてください。

（一般財団法人下村教育財団ホームページ <https://shimomurafoundation.org>）

応募書類の宛先・問い合わせ先

一般財団法人下村教育財団 事務局 長束

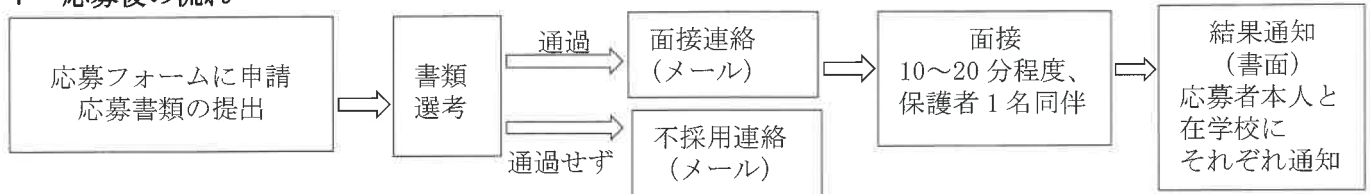
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-10-2 12F

TEL：03-5950-1255 FAX：03-6757-6506 Mail：info@shimomurafoundation.org

6 選考方法

- ・選考委員による書類審査、面接
- ・面接日：2021年7月下旬 予定
- ・会場：東京、大阪
- ※面接対象者には応募後に別途日程をご連絡いたします。
- ※面接会場への交通費は自己負担となります。
- ※選考の経過及び決定の理由については公表いたしません。
- ※応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

7 応募後の流れ



8 奨学金の支給

- ・本人名義の指定口座への振込払いとします。
- ※手数料は当財団が負担します。
- ・お振込みは、奨学生採用者が進路をご決定された後、当年度内に支給予定です。

9 報告義務

奨学生となった方には、進学先の在学証明書・成績証明書等をご提出いただきます。
また、就学状況・生活状況等について確認させていただきます。

10 奨学金の停止、打ち切り、又は返還事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の停止、打ち切り、又は返還となる場合があります。

1. 相当な理由なく休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき
2. 退学したとき、又は転学したとき
3. 原級にとどまったとき、又は正規の最短修業年限で成業の見込がなくなったとき
4. 学業成績、又は性行が不良となったとき
5. 負傷、疾病などのため成業の見込がなくなったとき
6. 奨学生として適当でない事実があったとき、又は処分を受け学籍を失ったとき
7. 奨学生を必要としない事由が生じたとき
8. 奨学生としての報告義務を怠ったとき、又は連絡が取れなくなったとき
9. 偽りの申請、その他不正な手段によって支給を受けたとき
10. その他、学生としての資格を失ったとき

11 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、本奨学金事業に係る目的にのみ使用いたします。

以上